

■ プラン 2

つなげる

生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる

生物多様性の保全と持続的な利用にあたっては、その基礎的なデータの収集及び蓄積が重要です。森林や河川、海の状態や、動植物の生息・生育環境のモニタリング調査を継続的に実施し、結果を整理することで今後の保全活動などに活かします。また、さまざまな主体による生物多様性の保全に向けた活動を促進するため、人材の育成や活動への支援を行うとともに、各主体間の連携を図り、次世代へつないでいきます。

取組 1 生物多様性の調査と研究

- ① 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるための基礎データとして、県内の生物の生息・生育状況を把握し、データの蓄積に努めます。【事業者・教育研究・NPO・国・市町村・県（鳥獣対策課、環境共生課、漁業振興課など）】
- ② 河川の水生生物調査（清流モニタリング調査）の実施や魚の多量死など原因調査等を実施します。【事業者・教育研究・NPO・市町村・県（環境共生課、環境研究センターなど）】
- ③ 環境の変化に応じて、高知県レッドリスト、レッドデータブックを適宜、改訂します。
【県（環境共生課）】 [→ 目標 4]
- ④ 生物の存在や特徴を把握するうえで重要な生物標本は、環境教育での利用や、後世に研究素材を継承するためにも貴重な材料となり得ることから、植物園や動物園を含む博物館等において適切に保管するよう努めます。【教育研究・市町村・県（環境共生課、公園下水道課など）】

取組 2 生物多様性保全・回復のための体制の強化

- ① 手入れ不足による里地里山の荒廃を防ぐため、中山間地域住民の増加と定着、コミュニティ機能の維持・再生を図ります。【県民・NPO・市町村・県（中山間地域対策課、地域づくり支援課など）】 [→ 目標 5]
- ② 生物多様性の保全や普及、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関して専門性を有する先導的な人材（仮称：生物多様性サポーター）を育成し、その活動を支援していきます。[再掲]【NPO・県（環境共生課）】 [→ 目標 2]

- ③ 広く環境問題を理解し、関心を持って自ら行動する人の育成への支援や、自然体験活動の指導者を育てる研修を充実させます。【NPO・市町村・県（林業環境政策課、生涯学習課など）】
- ④ 自治体担当者や事業所関係者等を対象にした生物多様性に関する研修会を開催し、生物多様性の理解促進を図ります。[再掲]【NPO・市町村・県（環境共生課、漁業振興課など）】
- ⑤ 生物多様性を保全するさまざまな活動を行う NPO 等実施主体が生物多様性の保全・回復に向けた活動の促進を図るため、外部からの資金援助や指導・協力を得られるよう支援します。また、行政による支援措置については、生物多様性に関する取組に活用しやすいような工夫を行います。【事業者・NPO・県（地域づくり支援課、林業環境政策課、新エネルギー推進課、環境共生課など）】
- ⑥ 多様な主体の参画による生物多様性の保全の促進を図るために、環境先進企業との協働の森・川・海づくりパートナーの拡大を図ります。【事業者・NPO・市町村・県（環境共生課）】
[→ 目標 6]

取組
目標

| | 内容 | 現状 | 目標 |
|--------------|--|------------------------|------------------------------|
| 目標 4 | 高知県レッドリスト（動物編）の改訂 高知県レッドリスト（植物編）の改訂 | 平成 12 年作成 平成 23 年改訂 | 平成 28 年度末 平成 32 年度末 改訂 |
| 目標 5 | 集落活動センターの設置数 | 平成 24 年度 6 カ所 | 平成 33 年度末 130 カ所 |
| 再掲 (目標 2) | 生物多様性サポーターの登録者数 | — | 平成 30 年度末 50 名 |
| 目標 6 | 協働の森・川・海づくり事業パートナーズ協 定締結件数 | 平成 24 年度末 53 件 | 平成 27 年度末 60 件 |

■ プラン 3

守る 自然環境の保全と回復を図る

森・川・里・海・まちのつながりを念頭に置きながら、それぞれの環境と生きものを守るさまざまな事業の促進を図ります。特に、希少野生動植物の保護や、近年、大きな課題となっている特定鳥獣の管理及び外来生物対策を推進します。また、環境に配慮した工事の実施はもとより、グリーン購入の推進や再生可能エネルギーの導入など、地球温暖化防止の視点に立った取組も積極的に展開します。

取組 1 すぐれた自然環境の保全と管理

【森】

- ① 山間部における生物多様性を確保するため、多様な樹種・林相を有する森林の整備を推進します。【県民・事業者・NPO・国・市町村・県（林業改革課など）】
- ② 森林の水源涵養や土砂流出防備など公益的機能を保全するため、保安林の指定を推進します。【国・県（治山林道課など）】 [→ 目標 7]
- ③ 環境に与える負荷の少ない持続可能な林業経営に努めるとともに、森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行われているかどうかを評価する FSC 森林認証や SGEC 森林認証の取得を促進します。【県民・事業者・国・市町村・県（森づくり推進課、林業改革課、木材産業課など）】 [→ 目標 8]
- ④ 人工林については、強度間伐や択伐による複層林化、混交林化により多様な生物の生息・生育環境の創出を図ります。【県民・事業者・国・市町村・県（森づくり推進課、林業改革課など）】
- ⑤ 千本山のヤナセ杉や白髪山の天然ヒノキ林など特徴的な森林は、その景観美や遺伝子資源を後世に引き継ぐため、大切に保護します。【国】
- ⑥ 特定鳥獣の偏った増加を抑制するため、関係機関の連携による個体数管理を実施します。【県民・事業者・教育研究・NPO・国・市町村・県（鳥獣対策課など）】 [→ 目標 9]
- ⑦ 環境先進企業との「協働の森づくり」や森林ボランティアなど多様な主体が参加する森林づくりを推進します。【事業者・NPO・市町村・県（林業環境政策課、環境共生課など）】

【川】

- ① 豊かな水環境を保全し、次世代に引き継ぐために、高知県清流保全条例等に基づき、清流保全計画の推進と進行管理に努めます。【県民・事業者・教育研究・NPO・国・市町村・県（環境共生課など）】
- ② 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行います。【国・市町村・県（河川課など）】
- ③ 浅水代掻きや土砂流出の軽減措置などの濁水の発生源対策や、長期化を軽減する対策に努めます。【県民・事業者・NPO・国・市町村・県（環境農業推進課、森づくり推進課、治山林道課、河川課、電気工水課など）】
- ④ 河原の中州や河川敷で営巣するコアジサシなどの営巣地確保のために、車を乗り入れないなどの配慮を行うとともに、本来の河原の植生（カワラナデシコ、カワラヨモギ等の群落）を再生し、ヒバリやコアジサシなどの営巣地を確保します。【県民・事業者・教育研究・NPO・国・市町村・県】
- ⑤ 河川において外来種による生態系等への影響が生じないように、侵入防止や駆除などの対策を行います。【事業者・NPO・市町村・県（漁業振興課、河川課など）】

【里】

- ① 森、谷川、溜池、用水路、水田、畑、鎮守の森などからなる里山の自然環境が生物多様性を育むことを認識し、これを維持するため、中山間地域集落の活性化、コミュニティ機能の維持・再生を図ります。【県民・NPO・市町村・県（中山間地域対策課、地域づくり支援課など）】 [→ 目標 5]
- ② 生物多様性に配慮した農業農村整備事業を推進します。【市町村・県（農業基盤課）】
- ③ 天敵等を活用した病虫害防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。【事業者・教育研究・NPO・市町村・県（環境農業推進課など）】
- ④ 収穫しない作物の除去や農地周辺の草刈りなど、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備を推進します。【県民・事業者・NPO・市町村・県（鳥獣対策課など）】
- ⑤ 多様な生物が生息・生育し、散策や自然観察に適した里山を整備します。【県民・事業者・NPO・市町村・県（林業環境政策課、環境共生課など）】
- ⑥ メダカやホタルなど身近な生物の生息・生育地を保全するとともに、地域に応じた生息環境を再生します。【県民・NPO・市町村】

【海】

- ① 独特な生態系を形成している干潟・内湾や河川生態系とつながりの強い河口域、汽水域などの生態系の再生・保全・維持に努めます。【事業者・NPO】
- ② 沿岸の漁場環境の維持保全のため、モニタリング調査や、海岸・海底の清掃活動を支援します。【事業者・教育研究・NPO・国・市町村・県（漁業振興課など）】
- ③ 磯焼けによる生態系の機能の低下を食い止めるため、オニヒトデやサンゴ食巻貝類、ナガウニ類など、造礁サンゴや海藻を食する生物の生息密度を監視し、正常な密度の維持を図ります。【事業者・教育研究・NPO・市町村・県（漁業振興課など）】
- ④ 資源状況に応じ、持続的に漁業資源を利用していくための資源管理措置の検討を含め、環境への負荷が少なく効率的な漁業を推進します。併せて、マリン・エコラベル・ジャパンの認証水産物の消費拡大を図ります。【事業者・NPO・市町村・県（漁業管理課、漁業振興課、合併・流通支援課など）】
- ⑤ うみがめの活動期には、砂浜への車両の乗り入れをしないよう啓発します。【NPO・国・市町村・県（環境共生課、港湾・海岸課など）】
- ⑥ 海岸保全基本計画に基づき、津波・高潮・波浪による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び適正な利用を図る事業も実施します。【県（港湾・海岸課）】

【まち】

- ① 市街地周辺でも野鳥等の多様な生きものが見られることから、植草・植樹活動等により、まちにおける生きものの生息環境の保全を促進します。【県民・事業者・NPO】
- ② 下水道整備や地域住民による清掃活動等、まちの中の河川環境（水質、水辺等）の改善を促進します。【県民・事業者・教育研究・NPO・市町村・県（環境共生課、環境対策課、河川課、公園下水道課など）】
- ③ 環境にやさしい公共交通やエコカーの利用を促進します。【県民・事業者・NPO・国・市町村・県（交通運輸政策課、新エネルギー推進課など）】

取組 2 希少野生動植物等の保護

- ① 高知県希少野生動植物保護条例、高知県うみがめ保護条例、高知県文化財保護条例、第11次高知県鳥獣保護事業計画などを周知し、不当な採捕を防止します。【市町村・県（鳥獣対策課、環境共生課、文化財課）】
- ② 県内で開発行為をする場合は、計画段階から開発行為区域周辺における希少野生動植物の生息・生育の環境への負荷について調査を行うように努め、希少野生動植物へ与える影響を回避または低減するよう努めます。【事業者・国・市町村・県（環境共生課）】
- ③ 特別天然記念物や希少野生動植物等の保護活動を効果的に行うために、希少野生動植物保護専門員や鳥獣保護員、保護活動団体、関係機関等との連携を図ります。また、保護指導員等の知識や経験等の共有、研鑽を図るために、研修会等を実施します。【NPO・国・市町村・県（鳥獣対策課、環境共生課、文化財課など）】
- ④ 環境の変化に応じて、高知県レッドリスト、レッドデータブックを適宜、改訂します。
[再掲]【県（環境共生課）】 [→ 目標 4]
- ⑤ 希少野生動植物等の保護・管理に役立てるため、その基礎的な情報となる生息・生育調査、モニタリング調査を実施します。【県民・事業者・教育研究・NPO・国・市町村・県（鳥獣対策課、環境共生課、文化財課など）】
- ⑥ 希少野生鳥獣の繁殖地や渡来地など、重要な区域を鳥獣保護区に指定します。【国・県（鳥獣対策課）】
- ⑦ 高知県希少野生動植物保護条例に基づく高知県指定希少野生動植物種及び保護区について、実態を踏まえて適宜見直し・追加を行います。【県（環境共生課）】
- ⑧ ニホンジカ生息地帯では、必要に応じ防鹿柵を設置・管理し、希少植物を保護します。
【事業者・NPO・国・市町村・県（環境共生課）】 [→ 目標 10]
- ⑨ 天然記念物の保全のため、巡視や状況把握を行うとともに、国指定・特別天然記念物ニホンカモシカについては、保護と食害防止の両立を図る施策に取組みます。【事業者・教育研究・国・市町村・県（文化財課）】

取組 3 特定鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進

- ① 特定鳥獣保護管理計画等に基づき、個体数管理等を行うとともに、地域における捕獲隊の組織化、隣接市町村や隣接県と連携した一斉捕獲、防護柵の設置など、被害の実情に合わせて効果的な対策を講じます。【県民・NPO・国・市町村・県（鳥獣対策課）】
[→ 目標 9]
- ② 有害鳥獣の効果的な駆除を実施するために、新たな担い手（狩猟者等）を育成します。【NPO・市町村・県（鳥獣対策課）】
- ③ 外来生物の侵入や定着防止等のため、外来生物を周知し、外来生物対策マニュアル(国作成)を普及させます。【NPO・国・市町村・県（環境共生課）】
- ④ セアカゴケグモなどの人的危害を及ぼす恐れのある特定外来生物や、外来魚等の駆除に取組めます。【県民・事業者・市町村・県（環境共生課、漁業振興課など）】
- ⑤ ペットとして飼養している外来生物が逃げ出したり、飼い主が遺棄することにより、野生定着することで生態系に悪影響を及ぼす可能性があることから、ペット等の遺棄防止などの適正飼養についての啓発を行います。【NPO・市町村・県（食品・衛生課）】
- ⑥ 環境保全型農業の推進にあたっては、土着天敵を積極的に活用した IPM 技術を研究します。【事業者・教育研究・県（農業技術センター）】

取組 4 生物多様性に配慮した公共工事の取組の推進

- ① 公共工事や施設整備の実施にあたっては、各事業に定められている手引き等に則した環境調査などの実施や、文化環境評価システムの活用、環境影響評価法や環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの実施などにより、地域の健全な生態系を保全（希少野生動植物の保護や在来植物の利用）するなど、生物多様性への配慮に努めます。【事業者・教育研究・国・市町村・県（企業立地課、農業基盤課、治山林道課、漁港漁場課、土木部関係課、電気工水課など）】

取組 5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進

- ① エコオフィス活動を通じて、温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、事業所等によるエコアクション 21 の取組や市町村における地球温暖化対策実行計画の策定を促進します。【事業者・国・市町村・県（新エネルギー推進課）】 [→ 目標 11・12]

- ② 環境にやさしい公共交通やエコカーの利用を促進します。【再掲】【県民・事業者・NPO・国・市町村・県（交通運輸政策課、新エネルギー推進課など）】
- ③ 太陽光、小水力、風力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進や普及啓発に取り組めます。【県民・事業者・国・市町村・県（環境農業推進課、木材産業課、新エネルギー推進課、河川課、電気工水課など）】 [→ 目標 11・13]
- ④ 温室効果ガスの吸収源としての森林整備を推進するとともに、木造住宅・木造施設の普及、地球温暖化対策の主体的な参画を可能にするオフセット・クレジット制度の普及を図ります。【事業者・NPO・国・市町村・県（林業改革課、木材産業課、環境共生課など）】 [→ 目標 11]
- ⑤ 各種リサイクル法・グリーン購入法に基づく 3R（リデュース・リユース・リサイクル）や県民との協働による不法投棄の防止、美化活動を推進するとともに、地域の取組に対する支援を行います。【NPO・国・市町村・県（新エネルギー推進課、環境対策課、建設管理課、公園下水道課など）】 [→ 目標 14]

取組
目標

| | 内容 | 現状 | 目標 |
|--------------|--|--|---------------------------------------|
| 目標 7 | 保安林の指定面積 | 平成 24 年度末 112,729ha | 平成 35 年度末 118,133ha |
| 目標 8 | FSC 森林認証、SGEC 森林認証制度の取得件数 | FSC 森林認証 2 件 SGEC 森林認証 2 件 | 現状以上 |
| 目標 9 | 有害鳥獣の年間捕獲頭数（平成 22～5 年間） | 平成 24 年度末 コホシヅカ 15,845 頭 | 平成 27 年度末 コホシヅカ 30,000 頭 |
| 再掲 （目標 5） | 集落活動センターの設置数 | 平成 24 年度 6 カ所 | 平成 33 年度末 130 カ所 |
| 再掲 （目標 4） | 高知県レッドリスト（動物編）の改訂 高知県レッドリスト（植物編）の改訂 | 平成 12 年作成 平成 23 年改訂 | 平成 28 年度末 平成 32 年度末 改訂 |
| 目標 10 | 設置済の防護柵による植生保護効果 | 平成 24 年度末 75% | 平成 30 年度末 80% |
| 目標 11 | 県内の温室効果ガスの排出量 | 平成 22 年度 5,840 千 t-CO ₂ （暫定値） | 平成 32 年度 5,996 千 t-CO ₂ |
| 目標 12 | 県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減 | 平成 24 年度 39,352t-CO ₂ | 平成 27 年度 28,857t-CO ₂ |
| 目標 13 | 園芸用 A 重油の使用量 （石油代替エネルギーの活用） | 平成 24 年度 66,000kl | 平成 27 年度 60,000kl |
| 目標 14 | 県民 1 人当たりの 1 日のゴミ（一般廃棄物）排出量 | 平成 20 年度 969g/日 | 平成 27 年度末 956kg/日以下 |

■プラン 4

活かす

生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する

生物多様性は保全だけではなく、その恵みを持続的に活用することにも意義があります。高知県の生物多様性を地域資源として、食文化や伝統産業の継承・振興を図るとともに、体験型観光などにも活用します。また、農業をはじめとする第一次産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営んでいくという点で生物多様性に依存した産業であるとともに、多くの生きものにとって貴重な生息・生育環境を提供するなど、生物多様性の保全に貢献しています。このように、生物多様性と密接に関わる第一次産業の維持・発展に向けた取組を促進します。

取組 1 生物多様性に立脚した地域資源の活用の促進

- ① 自然の恵みを受け取りながら成立してきた高知県の食文化が第一次産業や観光資源とも密接に関わっていることを認識し、食文化の継承と振興を図ります。【県民・事業者・教育研究・NPO・市町村】
- ② 豊かな地域の資源に恵まれて継承されてきた土佐和紙や土佐珊瑚などの価値と技術を後世に伝えていくために、伝統産業の維持と振興を図ります。【県民・事業者・NPO・市町村・県（工業振興課）】
- ③ 地域本来の潜在的な自然植生を残している鎮守の森や境内林、野生生物をモチーフとする祭祀や祭事、民話、民間薬などの伝統文化は、高知県の豊かな生物多様性に支えられたものであることを認識し、それぞれの由来や価値等を広く伝えながら継承します。【県民・事業者・教育研究・NPO・市町村】
- ④ 在来の貴重な種や遺伝資源を保存し、活用します。【県民・事業者・教育研究・NPO・国・市町村・県（農業技術センター、漁業振興課など）】
- ⑤ 生物多様性に配慮した方法で生産・収穫した一次産品、その加工品などの利用を推進します。【県民・事業者・教育研究・NPO・国・市町村・県（地域農業推進課、木材産業課、合併・流通支援課、地産地消・外商課など）】
- ⑥ 食肉加工施設等の整備・促進により、シカ等の肉を利用したジビエ料理を普及します。【県民・事業者・NPO・市町村・県（鳥獣対策課など）】

- ⑦ 地域の特色を活かし、自然を体感することができる観光を推進します。[再掲]【県民・事業者・教育研究・NPO・市町村・県（地域観光課など）】 [→ 目標 3]
- 【海】ホエールウォッチング、スキューバダイビング、シーカヤック、カツオのたたきづくり体験 ほか
- 【山】森林セラピー ほか
- 【川】カヌー、ラフティング、観光遊覧船（柴漬け漁） ほか
- 【地形・地質】室戸ジオパーク、龍河洞、四国カルスト、竜串の奇岩 ほか

取組 2 生物多様性に密接な関係を有する一次産業の強化

【農業】 [→ 目標 15]

- ① 新たな担い手を確保するとともに、その経営力を強化し地域の核となるような企業的経営体を育成するため、農地の集積や施設整備等に対し、支援を行います。【市町村・県（農地・担い手対策課）】 [→ 目標 16]
- ② 生物多様性に配慮した農業農村整備事業を推進します。[再掲]【市町村・県（農業基盤課）】
- ③ 農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を面的に図る観点から、集落ぐるみの営農活動を継続して支援します。【事業者・NPO・市町村・県（地域農業推進課）】
- ④ 天敵等を活用した病虫害防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。[再掲]【事業者・教育研究・NPO・市町村・県（環境農業推進課など）】
- ⑤ 南国ならではの特性を活かした新品種の研究や普及、IPM 技術の導入による環境保全型農業への取組を進め、高付加価値農産物の生産拡大を図ります。【事業者・教育研究・市町村・県（環境農業推進課）】
- ⑥ 農産物のブランド化や農林水産物直販所等を活用した地産地消・地産外商の取組を推進します。【事業者・NPO・市町村・県（地域農業推進課、地産地消・外商課など）】

【林業】 [→ 目標 17・18]

- ① 新たな担い手を確保するために、新規就業の促進に加え、異業種からの参入促進や、山林所有者が山を自ら手入れする自伐林家等を育成し、支援します。【事業者・NPO・市町村・県（森づくり推進課、林業改革課など）】 [→ 目標 19]

- ② 人工林については、強度間伐や択伐による複層林化、混交林化により多様な生物の生息・生育環境の創出を図ります。[再掲]【県民・事業者・国・市町村・県（森づくり推進課、林業改革課など）】
- ③ 効率的で安定的な林業経営を確立するため、施業の集約化を促進し、路網の整備や高性能林業機械の導入などにより、効率的な木材の生産を実現します。【事業者・NPO・市町村・県（森づくり推進課、林業改革課など）】 [→ 目標 20]
- ④ 木造住宅、木造施設の普及のほか、未利用間伐材や低質材など木質バイオマスの活用により、資源を余すことなく有効利用に努めます。【事業者・NPO・市町村・県（木材産業課など）】 [→ 目標 21]
- ⑤ 地域の多様な森林資源を活かした特用林産物を利用します。【事業者・NPO・市町村・県（木材産業課など）】

【水産業】 [→ 目標 22・23]

- ① 新たな担い手を確保するために、新規就業・異業種からの参入を促進するとともに、生物多様性に配慮し、長期的視点に立った漁業計画を策定できる指導者・技術者の確保と育成に努めます。【事業者・市町村・県（漁業振興課など）】
- ② 燃料の削減に貢献し、二酸化炭素の排出削減に効果のある土佐黒潮牧場の体制維持と機能強化を図ります。【県（漁業振興課）】 [→ 目標 24]
- ③ 資源状況に応じ、持続的に漁業資源を利用していくための資源管理措置の検討を含め、環境への負荷が少なく効率的な漁業を推進します。併せて、マリン・エコラベル・ジャパンの認証水産物の消費拡大を図ります。[再掲]【事業者・NPO・市町村・県（漁業管理課、漁業振興課、合併・流通支援課など）】

取組
目標

| | 内容 | 現状 | 目標 |
|--------------|----------------|---------------------|------------------------|
| 再掲 (目標 3) | 自然体験型観光施設等利用者数 | 平成 24 年 1,059 千人 | 平成 27 年 1,100 千人 |
| 目標 15* | 農業産出額 | 平成 23 年産 958 億円 | 平成 33 年産 1,050 億円以上 |
| 目標 16* | 新規就農者数 | 平成 23 年度 234 人 | 平成 27 年度 年間 280 人 |
| 目標 17* | 木材・木製品製造業出荷額 | 平成 22 年度 150 億円 | 平成 33 年度末 200 億円以上 |

| | 内容 | 現状 | 目標 |
|--------|-----------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 目標 18* | 原木生産量 | 平成 22 年度 40.4 万 m ³ | 平成 33 年度末 81 万 m ³ |
| 目標 19* | 林業担い手数 | 平成 24 年度 1,661 人 | 平成 27 年度末 1,732 人 |
| 目標 20* | 森の工場の拡大 | 平成 24 年度 49,700ha (整備済面積) | 平成 27 年度末 69,800ha (目標面積) |
| 目標 21* | 戸建て住宅の木造率 | 平成 24 年度 88.2% (全国平均 87.1%) | 平成 27 年度末 全国平均以上 |
| 目標 22* | 沿岸漁業生産額 | 平成 22 年度 396 億円 | 平成 33 年度末 400 億円以上 |
| 目標 23* | 水産加工出荷額 | 平成 22 年度 162 億円 | 平成 33 年度末 200 億円 |
| 目標 24 | 土佐黒潮牧場数 | 平成 25 年度 15 基 | 平成 30 年度末 体制維持(機能強化) |

※掲げた数値目標は、『第 2 期高知県産業振興計画』の数値目標に基づいています。

取組目標 一覧

| | 内容 | 現状 | 目標 |
|--------|--|--|---------------------------------------|
| 目標 1 | 生物多様性の認知度 | 平成 24 年度 20% | 平成 30 年度 50% |
| 目標 2 | 生物多様性サポーターの登録者数 | — | 平成 30 年度末 50 名 |
| 目標 3 | 自然体験型観光施設等利用者数 | 平成 24 年 1,056 千人 | 平成 27 年 1,100 千人 |
| 目標 4 | 高知県レッドリスト（動物編）の改訂 高知県レッドリスト（植物編）の改訂 | 平成 12 年作成 平成 23 年改訂 | 平成 28 年度末 平成 32 年度末 改訂 |
| 目標 5 | 集落活動センターの設置数 | 平成 24 年度 6 カ所 | 平成 33 年度末 130 カ所 |
| 目標 6 | 協働の森・川・海づくり事業パートナーズ協 定締結件数 | 平成 24 年度末 53 件 | 平成 27 年度末 60 件 |
| 目標 7 | 保安林の指定面積 | 平成 24 年度末 112,729ha | 平成 35 年度末 118,133ha |
| 目標 8 | FSC 森林認証、SGEC 森林認証制度の取得件 数 | FSC 森林認証 2 件 SGEC 森林認証 2 件 | 現状以上 |
| 目標 9 | 有害鳥獣の年間捕獲頭数（平成 22～5 年間） | 平成 24 年度末 ニホンジカ 15,845 頭 | 平成 27 年度末 ニホンジカ 30,000 頭 |
| 目標 10 | 設置済の防護柵による植生保護効果 | 平成 24 年度末 75% | 平成 30 年度末 80% |
| 目標 11 | 県内の温室効果ガスの排出量 | 平成 22 年度 5,840 千 t-CO ₂ （暫定値） | 平成 32 年度 5,996 千 t-CO ₂ |
| 目標 12 | 県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量 の削減 | 平成 24 年度 39,352t-CO ₂ | 平成 27 年度 28,857t-CO ₂ |
| 目標 13 | 園芸用 A 重油の使用量（石油代替エネルギ ーの活用） | 平成 24 年度 66,000kl | 平成 27 年度 60,000kl |
| 目標 14 | 県民 1 人当たりの 1 日のゴミ（一般廃棄物） 排出量 | 平成 20 年度 969g/日 | 平成 27 年度末 956kg/日以下 |
| 目標 15* | 農業産出額 | 平成 23 年産 958 億円 | 平成 33 年産 1,050 億円以上 |
| 目標 16* | 新規就農者数 | 平成 23 年度 234 人 | 平成 27 年度 年間 280 人 |
| 目標 17* | 木材・木製品製造業出荷額等 | 平成 22 年度 150 億円 | 平成 33 年度末 200 億円以上 |
| 目標 18* | 原木生産量 | 平成 22 年度 40.4 万 m ³ | 平成 33 年度末 81 万 m ³ 以上 |
| 目標 19* | 林業担い手数 | 平成 24 年度 1,661 人 | 平成 27 年度末 1,732 人 |
| 目標 20* | 森の工場の拡大 | 平成 24 年度 49,700ha （整備済面積） | 平成 27 年度末 69,800ha （目標面積） |

| | 内容 | 現状 | 目標 |
|--------|-----------|-----------------------------------|--------------------------|
| 目標 21※ | 戸建て住宅の木造率 | 平成 24 年度 88.2% (全国平均 87.1%) | 平成 27 年度末 全国平均以上 |
| 目標 22※ | 沿岸漁業生産額 | 平成 22 年度 396 億円 | 平成 33 年度末 400 億円以上 |
| 目標 23※ | 水産加工出荷額 | 平成 22 年度 162 億円 | 平成 33 年度末 200 億円 |
| 目標 24 | 土佐黒潮牧場数 | 平成 25 年度 15 基 | 平成 30 年度末 体制維持 (機能強化) |

生物多様性こうち戦略 行動計画線表 ～プラン1～

| プラン | 取組 | 行動計画 | 行動主体 | | | | | | 担当課(県) | 県が取組む具体的内容 | 進行計画 | | | | | | 取組目標 | | | |
|--|---|--|------|-----|------|-----|---|-----|---|---|--|-----|-----|-----|-----|-----|------|---------|---|--|
| | | | 県民 | 事業者 | 教育研究 | NPO | 国 | 市町村 | | | 県 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | H31～H35 | | |
| プラン1 知る・広める 生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する | 取組1 生物多様性の意義の普及・啓発 | ①日常の暮らしや文化活動の背景となっている生物多様性に関心を持ってもらうために、ホームページや広報紙等さまざまな媒体や、各種イベント、地域での意見交換の場を通じて、生物多様性に関する情報を発信します。 | | | | | | | 環境共生課、新エネルギー推進課、生涯学習課など | ・HPによる情報発信 ・シンポジウムの開催 ・写真展などの開催 ・地域での意見交換会等の開催 | → | | | | | | | | 【目標1】 生物多様性の認知度 (H24 20% → H30 50%) 【目標2】 生物多様性サポーターの登録者数 (H30 50名) 【目標3】 自然体験型観光施設等利用者数 (H24 1,056千人 →H27 1,100千人) | |
| | | ②誰もが生物多様性に配慮した行動をとれるよう、県内の取組事例の紹介を行うとともに、森林整備や清掃活動など生物多様性保全のために意欲のあるボランティアが参加・協力しやすいよう情報を発信します。 | | | | | | | | 林業環境政策課、環境共生課など | ・HPによる情報発信 | → | | | | | | | | |
| | | ③生物多様性の保全や普及、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関して専門性を有する先進的な人材(仮称・生物多様性サポーター)を育成し、その活動を支援していきます。 | | | | | | | | 環境共生課 | ・生物多様性サポーターの活動支援 | → | | | | | | | | |
| | | ④自治体担当者や事業所関係者等を対象にした生物多様性に関する研修会を開催し、生物多様性の理解促進を図ります。 | | | | | | | | 環境共生課、漁業振興課など | ・市町村や事業所関係者への研修会の実施 | → | | | | | | | | |
| | 取組2 地域の生物多様性から学ぶ教育の推進 | ①広く環境問題を理解し、関心を持って行動する人を育成するために、学校の教育課程における環境教育を充実するとともに、教員等指導者への研修を行います。 | | | | | | | | 小中学校課、教育センターなど | ・学校の教育課程における環境教育の推進 ・環境教育に関する教員等研修の実施 | → | | | | | | | | |
| | | ②県民の生物多様性保全意識の高揚に努めるために、愛鳥ポスターコンクールや環境作文の募集等、生物多様性に関連する企画の拡充を図ります。 | | | | | | | | 鳥獣対策課、新エネルギー推進課、環境共生課など | ・写真、絵画、作文など生物多様性をテーマとする県民参加のコンクールや展覧会等の実施 | → | | | | | | | | |
| | | ③地域の自然と歴史、文化の関わりを総合的に教育の場として活用し、多様な立場の方に指導してもらうなど、子どもたちと地域をつなげる取組を推進します。 | | | | | | | | 林業環境政策課、環境共生課、公園下水道課、生涯学習課など | ・生涯学習施設等における多様な主体の協働体制による教育の推進 (月見山こどもの森、のいち動物公園など) | → | | | | | | | | |
| | 取組3 身近な自然とのふれあいの場の整備と五感で感じる機会の提供 | ①国立・国定公園及び県立自然公園や四国のみちの景勝地を保護するとともに、適正な利用が図られるよう管理し、利用の促進を図ります。 | | | | | | | | 環境共生課 | ・自然公園等の適正な保護管理による利用の促進 | → | | | | | | | | |
| | | ②地域の特色を活かし、侵略的外来植物を駆除するなど生物多様性に配慮した公園づくりを推進します。 | | | | | | | | 公園下水道課など | ・生物多様性に配慮した公園の整備 | → | | | | | | | | |
| | | ③広く県民が親しめる身近な里山の保全やピオトープを整備し推進します。 | | | | | | | | 環境共生課など | ・NPO等民間団体との協働による里山の保全やピオトープの整備 | → | | | | | | | | |
| | | ④広く県民が安全に親しめる水辺の親水空間の整備を推進します。 | | | | | | | | 河川課など | ・親水空間の整備 | → | | | | | | | | |
| | | ⑤海岸保全基本計画に基づき、海の生態系や自然の保全も図ります。 | | | | | | | | 港湾・海岸課 | ・生態系に配慮した海岸整備事業の推進 | → | | | | | | | | |
| | ⑥環境教育の場として、森・川・海等の自然環境を活用します。 | | | | | | | | 環境共生課など | ・野外体験活動の充実と情報提供 | → | | | | | | | | | |
| | ⑦生きもの観察会、ネイチャーゲーム、間伐体験、グリーンツーリズムなど自然に触れる機会を提供します。 | | | | | | | | 地域観光課、地域農業推進課、林業環境政策課、新エネルギー推進課、環境共生課、漁港漁場課、河川課、生涯学習課など | ・自然体験事業の推進 (こうち山の日体験活動に関連する活動など) | → | | | | | | | | | |
| | ⑧地域の特色を活かし、自然を体感することができる観光を推進します。 | | | | | | | | 地域観光課など | ・自然体験型観光施設等に関する情報提供 | → | | | | | | | | | |

※ 行動主体は、以下の通り分類した。
県民(県民・地域)、事業者、教育研究(学校教育・社会教育などの教育機関、大学や高専、植物園や動物園を含む博物館などの研究機関)、NPO(NPO等民間団体)、国、市町村、県。

生物多様性こうち戦略 行動計画線表 ～プラン2

| プラン | 取組 | 行動計画 | 行動主体 | | | | | | 担当課(県) | 県が取組む具体的内容 | 進行計画 | | | | | | 取組目標 |
|--|------------------------|---|---|-----|------|-----|---|-----|--|---------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|--|---|
| | | | 県民 | 事業者 | 教育研究 | NPO | 国 | 市町村 | | | 県 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | |
| プラン2 つなげる 生物多様性を支え、 次世代につなぐ仕組 みと基盤をつくる | 取組1 生物多様性の調 査と研究 | ①生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるための基礎データとして、県内の生物の生息・生育状況を把握し、データの蓄積に努めます。 | | | | | | | 鳥獣対策課、 環境共生課、 漁業振興課など | ・野生鳥獣実態調査の実施 | → | | | | | 【目標4】 ・高知県レッドリスト (動物編)の改訂 H12作成 →H28改訂 | |
| | | | | | | | | | | ・高知県指定希少野生動植物 の実態調査の実施 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ・うみがめ上陸調査の実施 | → | | | | | ・高知県レッドリスト (植物編)の改訂 H23改訂 →H32改訂 |
| | | | | | | | | | | | ・希少野生植物食害状況調査 の実施 | → | | | | | |
| | | 取組2 生物多様性保 全・回復のため の体制の強化 | ②河川の水生物調査(清流モニタリング調査)の実施や魚の多量死 など原因調査等を実施します。 | | | | | | | 環境共生課、 環境研究センターなど | ・清流モニタリング調査の実施 | → | | | | | 【目標5】 集落活動センターの 設置数 H24 6カ所 →H33 130カ所 |
| | | | | | | | | | | ・魚の多量死などの原因調査 の実施 | → | | | | | | |
| | | | ③環境の変化に応じて、高知県レッドリスト、レッドデータブックを適宜、 改訂します。 | | | | | | | 環境共生課 | ・高知県レッドデータブック(動 物編)の改訂 | → | | | | | ※再掲 【目標2】 生物多様性サポー ターの登録者数 H30 50名 |
| | | | | | | | | | | | ・高知県レッドデータブック(植 物編)の改訂 | | | | | | |
| | | | ④生物の存在や特徴を把握するうえで重要な生物標本は、環境教育 での利用や、後世に研究素材を継承するためにも貴重な材料となり得 ることから、植物園や動物園を含む博物館等において適切に保管する よう努めます。 | | | | | | | 環境共生課、 公園下水道課など | ・植物園や動物園等での適正 管理 | → | | | | | 【目標6】 協働の森・川・海づく り事業パートナーズ 協定締結件数 H24 53件 →H27 60件 |
| | | | ①手入れ不足による里地里山の荒廃を防ぐため、中山間地域住民の 増加と定着、コミュニティ機能の維持・再生を図ります。 | | | | | | | 中山間地域対策課、 地域づくり支援課など | ・集落活動支援センターの設 立・活動支援 | → | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ・地域支援企画員による地域の 活動支援や移住促進などの地 域活性化対策 | → | | | | | |
| | | | ②【再掲】 生物多様性の保全や普及、担い手育成、各主体間の連携促進や地域 資源の発掘・活用に関して専門性を有する先導的な人材(仮称:生物 多様性サポーター)を育成し、その活動を支援していきます。 | | | | | | | 環境共生課 | ・生物多様性サポーターの活動 支援 | → | | | | | |
| | | ③広く環境問題を理解し、関心を持って自ら行動する人の育成への支 援や、自然体験活動の指導者を育てる研修を充実させます。 | | | | | | | 林業環境政策課、 生涯学習課など | ・森林保全ボランティア団体へ の活動支援 | → | | | | | | |
| | | | | | | | | | | ・自然体験活動の指導者養成 研修会の実施 | → | | | | | | |
| | | ④【再掲】 自治体担当者や事業所関係者等を対象にした生物多様性に関する研 修会を開催し、生物多様性の理解促進を図ります。 | | | | | | | 環境共生課、 漁業振興課など | ・市町村や事業所関係者への 研修会の実施 | → | | | | | | |
| | | ⑤生物多様性を保全するさまざまな活動を行うNPO等実施主体が生 物多様性の保全・回復に向けた活動の促進を図るため、外部からの資 金援助や指導・協力を得られるよう支援します。また、行政による支援 措置については、生物多様性に関する取組に活用しやすいような工夫 を行います。 | | | | | | | 地域づくり支援課、 林業環境政策課、 新エネルギー推進課、 環境共生課など | ・環境活動支援センターによる 助成金情報の提供や獲得支援 | → | | | | | | |
| | | | | | | | | | | ・助成金の交付による活動支援 | → | | | | | | |
| | | ⑥多様な主体の参画による生物多様性の保全の促進を図るために、 環境先進企業との協働の森・川・海づくりパートナーの拡大を図りま す。 | | | | | | | 環境共生課 | ・協働の森・川・海づくり事業の 推進 | → | | | | | | |

生物多様性こうち戦略 行動計画線表 ~プラン3

| プラン | 取組 | 行動計画 | 行動主体 | | | | | | 担当課(県) | 県が取組む具体的内容 | 進行計画 | | | | | | 取組目標 | | |
|-----------------------------|------------------------------|---|------|-----|------|-----|---|-----|--------|-------------------------|--|---|---------------------------|-----|-----|-----|------|--|--|
| | | | 県民 | 事業者 | 教育研究 | NPO | 国 | 市町村 | | | 県 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | H31~H35 | |
| プラン3 守る 自然環境の保全と回復を図る | 取組1 すぐれた自然環境の保全と管理 【森】 | ①山間部における生物多様性を確保するため、多様な樹種・林相を有する森林の整備を推進します。 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 林業改革課など | ・多様な樹種・林相を有する健全な森林の整備 | → | | | | | | 【目標7】 保安林の指定面積 (H24 112,729ha →H35 118,133ha) | |
| | | ②森林の水源涵養や土砂流出防備など公益的機能を保全するため、保安林の指定を推進します。 | | | | | | ○ | ○ | 治山林道課など | ・保安林の指定と適正管理 | → | | | | | | | |
| | | ③環境に与える負荷の少ない持続可能な林業経営に努めるとともに、森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行われているかどうかを評価するFSC森林認証やSGEC森林認証の取得を促進します。 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 森づくり推進課、 林業改革課、 木材産業課など | ・林業経営計画の推進 ・FSC森林認証やSGEC森林認証の取得促進 | → | | | | | | 【目標8】 (FSC森林認証 2 件、 SGEC森林認証 2件 →現状以上) |
| | | ④人工林については、強度間伐や択伐による複層林化、混交林化により多様な生物の生息・生育環境の創出を図ります。 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 森づくり推進課、 林業改革課など | ・人工林の適正管理 | → | | | | | | 【目標9】 有害鳥獣の年間捕 獲頭数(H22~5年 間) ニホンジカ (H24 15,845頭 →H27 30,000頭) |
| | | ⑤千本山のヤナセ杉や白髪山の天然ヒノキ林など特徴的な森林は、その景観美や遺伝子資源を後世に引き継ぐため、大切に保護します。 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ※再掲 【目標5】 集落活動センターの 設置 (H24 6カ所 →H33 130カ所) |
| | | ⑥特定鳥獣の偏った増加を抑制するため、関係機関の連携による個体数管理を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 鳥獣対策課など | ・関係機関の連携による個体数管理の実施 | → | | | | | | ※再掲 【目標4】 ・高知県レッドリスト (動物編)の改訂 (H12作成 →H28改訂) ・高知県レッドリスト (植物編)の改訂 (H23改訂 →H32改訂) |
| | | ⑦環境先進企業との「協働の森づくり」や森林ボランティアなど多様な主体が参加する森林づくりを推進します。 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | 林業環境政策課、 環境共生課など | ・県民参加の森づくり事業の推進 ・協働の森づくり事業の推進 | → | | | | | | 【目標10】 防護柵設置による植 生保護効果 (H24 75% →H30 80%) |
| | 【川】 | ①豊かな水環境を保全し、次世代に引き継ぐために、高知県清流保全条例等に基づき、清流保全計画の推進と進行管理に努めます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 環境共生課など | ・清流保全条例推進事業及び 四万十川の総合調整事業の推 進 | → | | | | | | 【目標11】 県内の温室効果ガ スの排出量 (H22 5,840千t-CO ₂ (暫定値) →H32 5,996千t- CO ₂) | |
| | | ②河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行います。 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | 河川課など | ・生態系・河川景観の保全に配 慮した河川管理 | → | | | | | 【目標12】 県庁の事務事業に 伴う温室効果ガス排 出量の削減 (H24 39,352t-CO ₂ →H27 28,857t- CO ₂) |
| | | ③浅水代掻きや土砂流出の軽減措置などの濁水の発生源対策や、長期化を軽減する対策に努めます。 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 環境農業推進課、 森づくり推進課、 治山林道課、 河川課、 電気工水課など | ・浅水代掻きの普及促進 ・治山事業による土砂流出の軽 減措置の実施 ・県営林や「公営企業局の森」 の適正管理 ・ダムによる濁水長期化の軽減 措置の実施 | → | | | | | | |
| | | ④河原の中州や河川敷で営巣するコアジサシなどの営巣地確保のために、車を乗り入れないなどの配慮を行うとともに、本来の河原の植生(カワラナデシコ、カワラヨモギ等の群落)を再生し、ヒバリやコアジサシなどの営巣地を確保します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ・車両乗入の自粛 | → | | | | | | |
| | | ⑤河川において外来種による生態系等への影響が生じないよう、侵入防止や駆除などの対策を行います。 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | 漁業振興課、 河川課など | ・外来魚などの駆除対策への 取組 | → | | | | | | |
| | 【里】 | ①森、谷川、溜池、用水路、水田、畑、鎮守の森などからなる里山の自然環境が生物多様性を育むことを認識し、これを維持するため、中山間地域集落の活性化、コミュニティ機能の維持・再生を図ります。 | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | 中山間地域対策課、 地域づくり支援課など | ・集落活動支援センターの設 立・活動支援 ・地域支援企画員による地域の 活動支援や移住促進などの地 域活性化対策 | → | | | | | | | |
| | ②生物多様性に配慮した農業農村整備事業を推進します。 | | | | | | | ○ | ○ | 農業基盤課 | ・生物多様性に配慮した農業農 村整備事業の推進 | → | | | | | | | |

| プラン | 取組 | 行動計画 | 行動主体 | | | | | | 担当課(県) | 県が取組む具体的内容 | 進行計画 | | | | | | 取組目標 | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|-----|------|-----|---|-----|--------|------------|--------------------|--------------------------------|---|-----------------|-----|-----|------|---------|--|--|---|--|--|
| | | | 県民 | 事業者 | 教育研究 | NPO | 国 | 市町村 | | | 県 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | H31~H35 | | | | | |
| プラン3 守る 自然環境の保全と回復を図る | 【里】 | ③天敵等を活用した病害虫防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 環境農業推進課など | ・環境保全型農業の推進 | | | | | | | | | 【目標13】 園芸用A重油の使用量(石油代替エネルギーの活用) (H24 66,000kl →H27 60,000kl) 【目標14】 県民1人当たりの1日のゴミ(一般廃棄物)排出量 (H20 969g/日 →H27 956g/日以下) | | |
| | | ④収穫しない作物の除去や農地周辺の草刈りなど、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備を推進します。 | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | 鳥獣対策課など | ・有害鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進 | | | | | | | | | | | |
| | | ⑤多様な生物が生息・生育し、散策や自然観察に適した里山を整備します。 | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | 林業環境政策課、環境共生課など | ・NPO等民間団体との協働による里山の保全やビオトープの整備 | | | | | | | | | | | |
| | | ⑥メダカやホタルなど身近な生物の生息・生育地を保全するとともに、地域に応じた生息環境を再生します。 | ○ | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【海】 | ①独特な生態系を形成している干潟・内湾や河川生態系とつながりの強い河口域、汽水域などの生態系の再生・保全・維持に努めます。 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ②沿岸の漁場環境の維持保全のため、モニタリング調査や、海岸・海底の清掃活動を支援します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 漁業振興課など | ・漁場環境保全事業の推進 | | | | | | | | | | |
| | | ③磯焼けによる生態系の劣化を食い止めるため、オニヒトデやサンゴ食巻貝類、ナガウニ類など、造礁サンゴや海藻を食する生物の生息密度を監視し、正常な密度の維持を図ります。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | 漁業振興課など | ・磯焼け対策の実施 | | | | | | | | | | |
| | | ④資源状況に応じ、持続的に漁業資源を利用していくための資源管理措置の検討を含め、環境への負荷が少なく効率的な漁業を推進します。併せて、マリン・エコラベル・ジャパンの認証水産物の消費拡大を図ります。 | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | 漁業管理課、漁業振興課、合併・流通支援課など | ・持続的な資源管理措置の検討 ・環境への負荷が少なく効率的な漁業の推進 ・マリン・エコラベル・ジャパンの認証制度及び認証水産物のPRと認証取得団体による活動の支援 | | | | | | | | | | |
| | | ⑤うみがめの活動期には、砂浜への車両の乗り入れをしないよう啓発します。 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 環境共生課、港湾・海岸課など | ・高知県うみがめ保護条例の周知及び啓発活動の推進 | | | | | | | | | | |
| | | ⑥海岸保全基本計画に基づき、津波・高潮・波浪による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び適正な利用を図る事業も実施します。 | | | | | | | | | ○ | 港湾・海岸課 | ・海岸保全基本計画に基づき、海岸の保全及び適正な利用を図る事業の実施 | | | | | | | | | | |
| | 【まち】 | ①市街地周辺でも野鳥等の多様な生きものが見られることから、植草・植樹活動等により、まちにおける生きもの生息環境の保全を促進します。 | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ②下水道整備や地域住民による清掃活動等、まちの中の河川環境(水質、水辺等)の改善を促進します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | 環境共生課、環境対策課、河川課、公園下水道課など | ・下水道整備事業の推進 ・地域住民等との連携による清掃・美化活動の推進 ・河川環境の改善の促進 | | | | | | | | | | |
| | | ③環境にやさしい公共交通やエコカーの利用を促進します。 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 交通運輸政策課、新エネルギー推進課など | ・公共交通やエコカーの利用促進 | | | | | | | | | | |
| | | 取組2 希少野生動物等の保護 | ①高知県希少野生動物保護条例、高知県うみがめ保護条例、高知県文化財保護条例、第11次高知県鳥獣保護事業計画などを周知し、不当な採捕を防止します。 | | | | | | | | ○ | ○ | 鳥獣対策課、環境共生課、文化財課 | ・関係条例、計画等の周知・徹底 | | | | | | | | | |
| | ②県内で開発行為をする場合は、計画段階から開発行為区域周辺における希少野生動物の生息・生育の環境への負荷について調査を行うように努め、希少野生動物へ与える影響を回避または低減するよう努めます。 | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | 環境共生課 | ・開発行為時の希少野生動物への配慮についての啓発 | | | | | | | | | | | |
| | ③特別天然記念物や希少野生動物等の保護活動を効果的に行うために、希少野生動物保護専門員や鳥獣保護員、保護活動団体、関係機関等との連携を図ります。また、保護指導員等の知識や経験等の共有、研鑽を図るために、研修会等を実施します。 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 鳥獣対策課、環境共生課、文化財課など | ・関係団体等との協働による保護活動の推進と研修会等の実施 | | | | | | | | | | | |

| プラン | 取組 | 行動計画 | 行動主体 | | | | | | 担当課(県) | 県が取組む具体的内容 | 進行計画 | | | | | | 取組目標 | |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|---|-----|------|-----|---|-----|--------|--|--|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|------|---------|
| | | | 県民 | 事業者 | 教育研究 | NPO | 国 | 市町村 | | | 県 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | H31~H35 |
| プラン3 守る 自然環境の保全と回復を図る | 取組2 希少野生動植物等の保護 | ④【再掲】 環境の変化に応じて、高知県レッドリスト、レッドデータブックを適宜、改訂します。 | | | | | | | 環境共生課 | ・高知県レッドデータブック(動物編)の改訂 | | | | → | | | | |
| | | | | | | | | | | | ・高知県レッドデータブック(植物編)の改訂 | | | | | | → | |
| | | ⑤希少野生動植物等の保護・管理に役立てるため、その基礎的な情報となる生息・生育調査、モニタリング調査を実施します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 鳥獣対策課、環境共生課、文化財課など | ・野生動植物の生息・生育調査の実施とモニタリング調査の継続 | | | | | | → | |
| | | ⑥希少野生鳥獣の繁殖地や渡来地など、重要な区域を鳥獣保護区に指定します。 | | | | | ○ | | ○ | 鳥獣対策課 | ・重要区域の鳥獣保護区指定 | | | | | | → | |
| | | ⑦高知県希少野生動植物保護条例に基づく高知県指定希少野生動植物種及び保護区について、実態を踏まえて適宜見直し・追加を行います。 | | | | | | | ○ | 環境共生課 | ・高知県指定希少野生動植物種及び野生動植物保護区の見直し | | | | | | → | |
| | | ⑧シカ生息地帯では、必要に応じ防鹿柵を設置・管理し、希少植物を保護します。 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 環境共生課 | ・希少野生植物生育地の防鹿柵の設置と管理 | | | | | | → | |
| | 取組3 特定鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進 | ①特定鳥獣保護管理計画等に基づき、個体数管理を行うとともに、地域における捕獲隊の組織化、隣接市町村や隣接県と連携した一斉捕獲、防護柵の設置など、被害の実情に合わせて効果的な対策を講じます。 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 鳥獣対策課 | ・個体数管理の実施と被害の実状に合わせた対策の推進 | | | | | | → | |
| | | ②有害鳥獣の効果的な駆除を実施するために、新たな担い手(狩猟者等)を育成します。 | | | | | ○ | | ○ | 鳥獣対策課 | ・狩猟者等担い手の育成 | | | | | | → | |
| | | ③外来生物の侵入や定着防止等のため、外来生物を周知し、外来生物対策マニュアル(国作成)を普及させます。 | | | | | ○ | ○ | ○ | 環境共生課 | ・外来生物の周知と対策マニュアルの普及 | | | | | | → | |
| | | ④セアカゴケグモなどの人的危害を及ぼす恐れのある特定外来生物や、外来魚等の駆除に取組めます。 | ○ | ○ | | | | | ○ | 環境共生課、漁業振興課など | ・特定外来生物や外来魚等の駆除 | | | | | | → | |
| | | ⑤ペットとして飼養している外来生物が逃げ出したり、飼い主が遺棄することにより、野生定着することで生態系に悪影響を及ぼす可能性があることから、ペット等の遺棄防止などの適正飼養についての啓発を行います。 | | | | | | ○ | ○ | 食品・衛生課 | ・ペット等の遺棄防止など適正飼養の啓発 | | | | | | → | |
| | | ⑥環境保全型農業の推進にあたっては、土着天敵を積極的に活用したIPM技術を研究します。 | | ○ | ○ | | | | ○ | 農業技術センター | ・土着天敵を利用するIPM技術の研究 | | | | | | → | |
| | 取組4 生物多様性に配慮した公共工事の取組の推進 | ①公共工事や施設整備の実施にあたっては、各事業に定められている手引き等に則した環境調査などの実施や、文化環境評価システムの活用、環境影響評価法や環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの実施などにより、地域の健全な生態系を保全(希少野生動植物の保護や在来植物の利用)するなど、生物多様性への配慮に努めます。 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | 企業立地課、農業基盤課、治山林道課、漁港漁場課、土木部関係課、電気工水課など | ・環境アセスメントの実施や文化環境評価システムの活用などによる生物多様性に配慮した事業の推進 | | | | | | → | |
| | | 取組5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進 | ①エコオフィス活動を通じて、温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、事業所等によるエコアクション21の取組や市町村における地球温暖化対策実行計画の策定を促進します。 | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 新エネルギー推進課 | ・エコオフィス活動の促進による県庁の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減 | | | | | | |
| | ②【再掲】 環境にやさしい公共交通やエコカーの利用を促進します。 | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 交通運輸政策課、新エネルギー推進課など | ・公共交通やエコカーの利用促進 | | | | | | → | |

| プラン | 取組 | 行動計画 | 行動主体 | | | | | | | 担当課(県) | 県が取組む具体的内容 | 進行計画 | | | | | | 取組目標 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|--|------|-----|------|-----|---|-----|---|--------|-------------------------------------|---|---|---------------------------------------|-----|-----|---------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | 県民 | 事業者 | 教育研究 | NPO | 国 | 市町村 | 県 | | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31~H35 | | | | | | | | | | |
| プラン3 守る 自然環境の保全と回復を図る | 取組5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進 | ③太陽光、小水力、風力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進や普及啓発に取組みます。 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 環境農業推進課、木材産業課、新エネルギー推進課、河川課、電気工水課など | ・太陽光、小水力、風力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進、普及啓発 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ④温室効果ガスの吸収源としての森林整備を推進するとともに、木造住宅・木造施設の普及、地球温暖化対策の主体的な参画を可能にするオフセット・クレジット制度の普及を図ります。 | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 林業改革課、木材産業課、環境共生課など | ・CO ₂ 吸収効果の高い人工林の間伐促進 ・木造住宅、木造施設等の建築促進 ・オフセット・クレジット制度の普及 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ⑤各種リサイクル法・グリーン購入法に基づく3R(リデュース・リユース・リサイクル)や県民との協働による不法投棄の防止、美化活動を推進するとともに、地域の取組に対する支援を行います。 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 新エネルギー推進課、環境対策課、建設管理課、公園下水道課など | ・3R活動、不法投棄の防止活動、美化活動の推進及びそれら地域の取組への支援 | | | | | | | | | | | | | |

生物多様性こうち戦略 行動計画線表 ～プラン4

| プラン | 取組 | 行動計画 | 行動主体 | | | | | | 担当課(県) | 県が取組む具体的内容 | 進行計画 | | | | | | 取組目標 | |
|--|---------------------------------------|---|--|-----|------|-----|---|-----|--------|---|--|------------------------------------|-------------------------------|-----|-----|-----|---|---|
| | | | 県民 | 事業者 | 教育研究 | NPO | 国 | 市町村 | | | 県 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | H31～H35 |
| プラン4 活かす 生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する | 取組1 生物多様性に立脚した地域資源の活用を促進 | ①自然の恵みを受け取りながら成立してきた高知県の食文化が第一次産業や観光資源とも密接に関わっていることを認識し、食文化の継承と振興を図ります。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ※再掲 【目標3】 自然体験型観光施設等利用者数 (H24 1,056千人 →H27 1,100千人) | |
| | | ②豊かな地域の資源に恵まれて継承されてきた土佐和紙や土佐珊瑚などの価値と技術を後世に伝えていくために、伝統産業の維持と振興を図ります。 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 工業振興課 | ・伝統産業の維持と振興 | | | | | | | 【目標15】 農業産出額 (H23 958億円 →H33 1,050億円以上) |
| | | ③地域本来の潜在的な自然植生を残している鎮守の森や境内林、野生生物をモチーフとする祭祀や祭事、民話、民間業などの伝統文化は、高知県の豊かな生物多様性に支えられたものであることを認識し、それぞれの由来や価値等を広く伝えながら継承します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | 【目標16】 新規就農者数 (H23 234人 →H27 年間280人) |
| | | ④在来の貴重な種や遺伝資源を保存し、活用します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 農業技術センター、 漁業振興課など | ・在来種や遺伝資源の保存及び活用 | | | | | | | 【目標17】 木材・木製品製造業 出荷額 (H22 150億円 →H33 200億円以上) |
| | | ⑤生物多様性に配慮した方法で生産・収穫した一次産品、その加工品などの利用を推進します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 地域農業推進課、 木材産業課、 合併・流通支援課、 地産地消・外商課など | ・地域食材の使用促進 ・県産材の利用促進 ・マリン・エコラベル・ジャパンの 認証制度及び認証水産物のPR と認証取得団体による活動の 支援 | | | | | | | 【目標18】 原木生産量 (H22 40.4万m ³ →H33 81万m ³) |
| | | ⑥食肉加工施設等の整備・促進により、シカ等の肉を利用したジビエ料理を普及します。 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 鳥獣対策課など | ・ジビエ料理の普及 | | | | | | | 【目標19】 林業担い手数 (H24 1,661人 →H27 1,732人) |
| | | ⑦【再掲】 地域の特色を活かし、自然を体感することができる観光を推進します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 地域観光課など | ・自然体験型観光施設等に関する 情報提供 | | | | | | | 【目標20】 森の工場の拡大 (H24 整備済面積 49,700ha →H27 目標面積 69,800ha) |
| | 取組2 生物多様性に密接な関係を有する一次産業の強化 【農業】 | ①新たな担い手を確保するとともに、その経営力を強化し地域の核となるような企業の経営体を育成するため、農地の集積や施設整備等に対し、支援を行います。 | | | | | | | ○ | ○ | 農地・担い手対策課 | ・農業従事者の担い手確保 | | | | | | 【目標21】 戸建て住宅の木造率 (H24 88.2% 全国 平均 87.1% →H27 全国平均以上) |
| | | ②【再掲】 生物多様性に配慮した農業農村整備事業を推進します。 | | | | | | | ○ | ○ | 農業基盤課 | ・生物多様性に配慮した農業農村整備事業の推進 | | | | | | 【目標22】 沿岸漁業生産額 H22 396億円 →H33 400億円以上 |
| | | ③農地・農業用水等の資源や環境の保全と質の向上を面的に図る観点から、集落ぐるみの営農活動を継続して支援します。 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 地域農業推進課 | ・集団ぐるみの営農活動の継続支援 | | | | | | 【目標23】 水産加工出荷額 (H22 162億円 →H33 200億円) |
| | | ④【再掲】 天敵等を活用した病害虫防除や化学肥料・農薬の使用削減、資源の循環利用による土づくりなど、環境への負荷軽減に配慮した農業を推進します。 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 環境農業推進課など | ・環境保全型農業の推進 | | | | | | |
| | | ⑤南国ならではの特性を活かした新品種の研究や普及、IPM技術の導入による環境保全型農業への取組を進め、高付加価値農産物の生産拡大を図ります。 | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 環境農業推進課 | ・高付加価値農産物の生産拡大 | | | | | | |
| | | ⑥農産物のブランド化や農林水産物直販所等を活用した地産地消・地産外商の取組を推進します。 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 地域農業推進課、 地産地消・外商課など | ・農産物のブランド化の推進 ・農産物の地産地消・地産外商の取組 | | | | | | |
| | | 【林業】 | ①新たな担い手を確保するために、新規就業の促進に加え、異業種からの参入促進や、山林所有者が山を自ら手入れする自伐林家等を育成し、支援します。 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 森づくり推進課、 林業改革課など | ・森林整備担い手確保及び育成 ・自伐林家の育成と支援 | | | | | |
| ②【再掲】 人工林については、強度間伐や択伐による複層林化、混交林化により多様な生物の生息・生育環境の創出を図ります。 | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | 森づくり推進課、 林業改革課など | ・人工林の適正管理 | | | | | | | |

| プラン | 取組 | 行動計画 | 行動主体 | | | | | | 担当課(県) | 県が取組む具体的内容 | 進行計画 | | | | | | 取組目標 | | |
|--|-------|--|------|-----|------|-----|---|-----|--------|-----------------|-----------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|---|--|
| | | | 県民 | 事業者 | 教育研究 | NPO | 国 | 市町村 | | | 県 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | H31~H35 | |
| プラン4 活かす 生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する | 【林業】 | ③効率的で安定的な林業経営を確立するため、施業の集約化を促進し、路網の整備や高性能林業機械の導入などにより、効率的な木材の生産を実現します。 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 森づくり推進課、林業改革課など | ・施業集約化の推進に必要な地域活動及び効率的な木材生産への支援 | | | | | | | 【目標24】 土佐黒潮牧場数 (H25 15基 →H30 体制維持 (機能強化)) | |
| | | ④木造住宅、木造施設の普及のほか、未利用間伐材や低質材など木質バイオマスの活用により、資源を余すことなく有効利用に努めます。 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 木材産業課など | ・木造住宅、木造施設等の建築促進 ・木質バイオマス利用の促進 | | | | | | | | |
| | | ⑤地域の多様な森林資源を活かした特用林産物を利用します。 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 木材産業課など | ・ウバメガシやカシ、竹などを利用した木炭や竹炭の生産及び販売促進 | | | | | | | | |
| | 【水産業】 | ①新たな担い手を確保するために、新規就業・異業種からの参入を促進するとともに、生物多様性に配慮し、長期的視点に立った漁業計画を策定できる指導者・技術者の確保と育成に努めます。 | | ○ | | | | | ○ | ○ | 漁業振興課など | ・漁業就業者の確保と指導者の育成 | | | | | | | |
| | | ②燃料の削減に貢献し、二酸化炭素の排出削減に効果のある土佐黒潮牧場の体制維持と機能強化を図ります。 | | | | | | | | ○ | 漁業振興課 | ・土佐黒潮牧場の整備 | | | | | | | |
| | | ③【再掲】 資源状況に応じ、持続的に漁業資源を利用していくための資源管理措置の検討を含め、環境への負荷が少なく効率的な漁業を推進します。併せて、マリン・エコラベル・ジャパンの認証水産物の消費拡大を図ります。 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | 漁業管理課、漁業振興課、合併・流通支援課など | ・持続的な資源管理措置の検討 ・環境への負荷が少なく効率的な漁業の推進 ・マリン・エコラベル・ジャパンの認証制度及び認証水産物のPRと認証取得団体による活動の支援 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |